

2020年4月1日施行 民法改正に関するお知らせ

2020年4月1日に施行される民法の改正により、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められるとともにまた、4月1日以降にお申込みいただく保険契約については、改正に対応した約款を適用するため、以下のとおりご案内いたします。

※ 改正内容を反映するものであり、保険の内容(保険対象・支払額の査定等)に変更はございません。

1. 約款の変更

民法の改正により、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められました。それにより、一定の要件を満たす場合は約款準備者(かし保険ではJIOを指します)が既存の契約を含めてその約款の内容を変更できると規定され、当社は、2020年4月1日以降の約款に対し、変更が軽微なものであるときやその内容が合理的であるとき等*に変更を行うことがあります。(法第548条の4)

* 次に掲げる場合に約款を変更することがあります。

- (1) 約款の変更が被保険者の一般の利益に適合するとき
- (2) 約款の変更が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 約款の改正反映および適用期日について

保険契約約款で引用する民法条文に変更はありますが、保険の内容(保険対象・支払額の査定等)に変更はありません。

原則※、適用する約款は以下のとおりです。

申込を受け付けた日	適用する約款
2020年3月31日まで (民法改正施行前)	現在の約款
2020年4月1日以降 (民法改正施行後)	改正に対応する約款

※ ただし、住宅の引渡しに係る契約の締結日より下記のとおり約款を適用します。

- ・保険申込を3月31日までにを行い、住宅の引渡しに係る契約(売買契約・請負契約)の締結は4月1日以降のとき…「2020年4月1日以降」の約款を適用します。
- ・保険申込を4月1日以降に行い、住宅の引渡しに係る契約(売買契約・請負契約)の締結が3月31日までのとき…「2020年3月31日以前」の約款を適用します。

<参考> 法務省ホームページ

詳細は、法務省ホームページをご確認ください。

法務省ホームページ(民法の一部を改正する法律(債権法改正)について

URL: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

<参考> 民法（明治 29 年法律第 89 号） 抜粋

（定型約款の変更）

第 548 条の 4

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- (1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 第 548 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

<参考> 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号） 抜粋

（定義）

第 2 条

第 1 項～第 4 項（略）

5 この法律において「瑕疵」とは、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう。

<参考> 保険契約約款において引用する民法条文について

区分	保険金 支払内訳	請求根拠	請負瑕疵担保責任		売買瑕疵担保責任	
			改正前	改正後	改正前	改正後
修補	修補費用	修補	第 634 条	第 562 条 ^{*1}	第 634 条 ^{*2}	第 562 条
修補 以外	修補相当費用 (仮に修補する 場合の費用を 限度とする。)	損害賠償 代金減額 (報酬返還) 修補以外の 履行の追完	第 634 条	第 415 条 第 562 条 ^{*1} 第 563 条 ^{*1}	第 566 条 ^{*3} 第 634 条 ^{*2}	第 415 条 第 562 条 第 563 条
		解除	無	第 541 条 第 542 条	第 566 条 ^{*3}	第 541 条 第 542 条

* 1 民法改正後の民法第 559 条により準用します。

* 2 ただし、「注文者」を「買主」と、「請負人」を「売主」と読み替えます。

* 3 民法改正前の民法第 570 条において準用します。